

【議事録】

■案件名： PARK-PFI「桃山公園」の魅力向上事業

■会議名： 第12回 桃山公園ミーティング

■日時：2025年9月26日(金) 15:30～16:50

■場所：桃山台市民ホール（2階）

■参加者(敬称略)

(学識経験者)大阪公立大学 緑地環境科学専攻 松尾准教授

(ブランズ桃山台)中野

(桃山台3丁目自治会)木村

(桃山公園を守る会)田中

(桃山台小学校PTA)柴田

(吹田市 公園みどり室)川本、白井

(指定管理者)グリーンホスピタルサプライ桃山公園

清水、松岡、田中、野田

■傍聴者(敬称略)

里見、浅井、伊藤、森本

■記録者：清水(指定管理者)

■資料：第12回桃山公園ミーティング 次第

桃山公園ミーティングの進め方

協議会 傍聴席ルール

第12回桃山公園ミーティング資料

令和6年度ご利用者様アンケート調査【桃山公園】

1. 協議会ルール・傍聴席ルールについて

【説明：グリーンホスピタルサプライ桃山公園 田中】

- ・桃山公園ミーティングの進め方
- ・協議会 傍聴席ルール

【ご意見／ご質問】

A 委員：以前の協議会でも発言したが、5分間程度傍聴席の方とも相談時間を設けていただけないのか。

＜松尾先生＞

今回は相談時間なしで協議会を進めていき、次回以降の協議会に向けて時間配分等検討していきたいので、ご容赦いただきたい。

A 委員：今回のルールは確定ではなく、仮ルールという認識でいいのか。

＜松尾先生＞

その認識でよい。

2. 報告・これまでの振り返り

【説明：グリーンホスピタルサプライ桃山公園 田中】

- ・夏祭りイベントについての報告
- ・前回までのミーティングの振り返り
- ・目指すべき姿(概念)

【ご意見／ご質問】

B 委員：夏祭りの日程が地蔵盆とかぶっていた点については、夏祭りが終わった後しばらくたってから、知ったので伝えることができなかったが、事前に連合自治会の方に確認の方が良い。また、第 12 回桃山公園ミーティング資料(P.1 夏祭りイベント)に参加されたボランティアの方を明記した方が良い。

<指定管理者>

次年度以降は地蔵盆とかぶらないように日程調整する。

<松尾先生>

ミーティング資料を 1 か月前に各委員に送付しているが、その後いただく意見書についての補足資料の追記や表現方法の変更を行っている。内容が大きく変わるものではなく、今後その流れで対応する。

3. 課題・今後について

【説明：グリーンホスピタルサプライ桃山公園 田中】

- | | |
|------------------|----------------------|
| ・植栽管理(園内)について | 時間の都合上、以下 2 点は報告のみ |
| ・遊具設置について | ・園路改善(水たまり、根上がり)について |
| ・竹林の管理(植栽管理)について | ・ネザサ(根笹の管理)について |

【ご意見／ご質問】

・植栽管理(園内)について

A 委員：現時点で何人集まっているのか。20 名までなのか。どのように募集するのか。

<指定管理者>

前回の協議会でのお声掛け以降、パークセンターや公園 HP にて募集告知をしており、守る会から 2 名参加希望の連絡をいただいている。20 名ほど集まれば 239 本の計測が早く終わるかと思っている。

A 委員：樹木カルテ作成ボランティアの案内があればいただきたい。関連して樹木管理台帳に竹林は含まれないと思うが、一番関心があるだろう竹林前のマンションの住民にボランティアの参加を呼び掛けてみてはどうか。

<松尾先生>

まずは協議会メンバーの中から参加いただければという気持ちで案内しているが、パークセンターや HP 以外でも告知できれば良いかと思う。

A 委員：竹林を今後どのようにしたいかもマンション住民に意見を伺えたらと思う。

B 委員：指定管理者からは何名参加するのか。また、道具は用意していただけるのか。すでに番号が取れてしまっている樹木もあるので、番号をつけるものもあった方がいい。幹周を計測する際に高さ 1.2m を都度計測するのは大変なので、1.2m の竹などを用意した方がいい。専門家がいなくて大丈夫か。

<指定管理者>

指定管理からは 2 名参加予定。メジャーや今回の対象樹木がわかる資料・バインダーなどの道具は用意する。高さの棒については手配できるよう検討する。専門家（造園会社）にも声掛けは行っているが、多忙のため参加が難しい。別日での開催時に参加いただけたらと思う。

・遊具設置について

＜指定管理者＞

後日頂いた守る会からの意見書で、回答が 178 名(25%)にとどまっているアンケートの結果は全体の意見を反映しておらず、遊具設置を主張できるものではないとのことだったが、学校全体を対象としたものではなく、子ども、保護者の意見を聞いたものであり、25%ものアンケートが集まったこと自体が重要だと考えている。また、吹田市のアンケートでも 2 割以上の回答があれば有効とされている。安全面についての設問がない点については、守られて当たり前のものであり、安全基準を満たしているかどうかを吹田市が判断するものと考えている。自由記述欄の「池が近い」の意見についても、同様に遊具の安全に関する規準(JPFA-SP-S:2024)を基に吹田市が判断する形となる。設置場所についても、近隣の方が一番よく理解されていると思うので、池に関する意見があったのもその証拠だと思っている。今回のアンケートは有利不利が働かないようあえてシンプルな設問とした。

B 委員：通行人に対してではなく、学校に配ったアンケートなのに回答率は低い。個人的な意見であるが、回答率が低いということは遊具について関心がない方がほとんどだと思った。関心が低いのに設置する必要はない。意見書にも書いたが、回答数が少ないこと、前回の協議会での安全性や近隣住民の反対意見について触れていないので、このアンケートの結果は判断基準にならない。このアンケート結果をもって統計の専門家に聞いたところ、①178/701 名の回答では全体の意見を反映していない②安全性などの情報がないと設置の判断はできない③安全性に関する設問がないにもかかわらず自由記述に「池が近い」の意見があるなどの指摘があった。

C 委員：第 12 回桃山公園ミーティング資料(P.9 樹木管理台帳)の集計方法が誤っている。母数が異なる。

＜松尾先生＞

回答数が母数となるので 178 であっている。

C 委員：アンケートの対象が 701 名だったら、母数は 701 となり、未回答者がでてくるはず。自分は工学部で統計をずっとやってきた。こういう出し方はない。未回答者は B 委員の言う通り、無関心な方であると思われる。

D 委員：生徒は 701 名だが、各家庭で 1 回回答すると 600 名は切る。

C 委員：そうすると母数は生徒数ではなく、世帯数になるのでは。

＜吹田市＞

今は世帯数まではわからない。

C 委員：正しい結果でないのに受け入れることはできない。

A 委員：アンケートの回答率が 20%以上だと有効という話があったが、どういう場合のものが当てはまるのか。

＜吹田市＞

アンケートの内容は問わない。市で実施するものであればランダムに家庭を選んで配布し、その回収率が 20%以上であれば有効。

C 委員：その場合でも配布した家庭が対象で母数となるのでは。

＜吹田市＞

回答数が母数となる。

C 委員：それはおかしい。

A 委員：母数が異なるということは全ての結果を反映していないことになる。この算出方法は吹田市の方針なのか。

<松尾先生>

自治体によって異なる訳ではない。

<吹田市>

アンケートを配って、20～30%の回答率があればアンケートとして有効となり、集計は回答数を母数とするのが一般的である。701名を母数とするなら、回答を義務付けるアンケートしなければならない。

C委員：それだったら、未回答数も資料に含めるべき。未回答数をどう考えるか。

<吹田市>

資料に未回答数を含めることはできるが、未回答数の内訳まではわからない。

按分するとかも考えられるが、今回のアンケートは多数決を取る目的ではない。

C委員：今回のアンケートは紙ではなく、WEBだったのか。

D委員：生徒に配布されて、そのQRコードを読み取ってWEBで回答する方式。PTAのアプリ上でも再度呼びかけも行っているが、強制されていたわけではないので、紙やアプリの通知を見過ごしてしまっているとも考えられる。

C委員：関心があれば回答すると思う。未回答は関心がないと言える。子どものいる家庭でこの程度の回答数かと思う。

D委員：それは同感である。

<松尾先生>

他の事例でもアンケートを取ることは多いが、回答率3割だとかなり良い方。関心あるなしに関わらず、回答するのが手間で回答していない場合もありうる。今回のアンケートで8割の方が未回答であること、残りの2割の中には協議会メンバーと異なる意見もあるということも踏まえて協議できればと思う。

C委員：自由回答部分に「池が近くて危ない」の意見が結構ある。

B委員：「池の近くで危ない」という意見が10名分あるが、その点についてはどう思うのか。

<吹田市>

先ほど資料説明時に説明した通り。

<指定管理者>

遊具設置する際には安全基準を満たすかどうかを吹田市が判断する形になる。池についての意見が出るのは一番地元を理解している証拠であり、恐らく設置場所もガソリンスタンド側を選択されているかと思うが、今回は春日大池横の方が多いという結果となっている。

C委員：「いない」を選択した人もいるのに、「いない」を選択した人に設置場所を聞くのはおかしい。細かく結果を見ていけば、必ずしも公園南側が良いとは限らない。

<松尾先生>

おっしゃる通り。

C委員：パークセンターでもお話ししたが、木製遊具の検討はいただけないか。そうすれば、景観も守られる。

<指定管理者>

木製遊具となると将来的なメンテナンスや維持費用が難しいと考えている。また、寄付額によっても設置できる遊具も限られてくると思う。

C委員：木製だからといって点検頻度は変わるのか。

<吹田市>

木製であっても法定点検は1年。

A 委員：そもそも寄付者気持ちがわからない。なんで桃山公園に遊具を置こうと思ったのか、協議会でもそこを汲まないといけないのでは。

<吹田市>

寄付者と直接話したわけではなく、寄付を検討しているが、どうすればいいかという問い合わせがあり、協議会の議題として取り上げている状態。

A 委員：市役所はそんなもんなのか。

<吹田市>

現時点では寄付願いももらっておらず、その前段階で設置にあたり、協議会で協議検討している。

A 委員：寄付者の気持ちも知らないで、小学校でアンケートを取るのはどういう意味なのか。

<松尾先生>

寄付の手順については議題ではない。このあたりに子どもたちの遊べる場所が少ないということとこの公園に一つも遊具がないという現状を踏まえて、子どもたちが楽しめる場所を考えてくださっているものと思われる。設置場所や設置する遊具を指定されているわけではない。

A 委員：直接聞かれてもないのになぜそんな推測できるのか。

<松尾先生>

今全員が直接何も聞いていないということなので、みんな同じ状況である。

A 委員：それでは許されない。別に反対しているわけではなく、どういう気持ちなのかを知りたい。

<松尾先生>

寄付者の気持ちの前に、もし設置するとしたらを協議したく、実際に遊具を使用するであろう子どもたちにも意見を聞いた次第である。

<吹田市>

吹田市も遊具はもともとほしいと思っており、寄付の話をいただいた。前向きに検討したいと思ったが、前回の協議会の後には設置できるかどうかの判断ができる状態ではなかった。

B 委員：それは安全面とかの問題だったのに、今回のアンケートの設問には含まれていない。多数決ではないと言われたが。

<吹田市>

多数決のためにアンケートを取ったわけではない。安全について一番考慮するのは、利用する子どもとその保護者であると思ったので小学校対象にアンケートを取った。

B 委員：でも、安全面の設問はない。

<吹田市>

メリットデメリットが働かないようにするためにシンプルな設問としてあえて入れていない。設問として入れなくても、実際に池についての記述があったため、回答者が安全面も含めて考えていただいた結果として受け止めている。

A 委員：絶対提案の仕方が間違っている。以前の協議会でも、遊具設置の話が出た際に予算はどうしたのか聞くと実は寄付があったという話が出てきた。本来は寄付の申し出があり、どういいうお気持ちで設置を考えられているかを説明するのでは。まずは指定管理者と吹田市で寄付者の気持ち・意見を聞くべきでは。例えば、協議会で木製遊具の話も出たことを伝えたら、木製遊具でもいいと思ってもらえるかもしれない。

<松尾先生>

木製については、維持管理が難しいということだった。

A 委員：管理は指定管理がしないといけいのであれば、寄付者に整備基金まで検討してもらえばいい。

B 委員：安全基準は満たされているかもしれないが、池に面しているのが危ないと思っている。面積は取れていたとしてもその先が崖であること、なぜその場所かと聞くと「ハイジのブランコが作りたい」と池に向かって漕ぐことが気持ちいいからと説明されるが、それは安全を確保できている説明になっていない。この夏の旅行でハイジのブランコに乗りに行った。1,000円とか500円取って管理者がいて、安全ベルトを装着し、2分間音楽が流れている間だけこぐことができる。身長や服装制限もあった。桃山公園に設置するブランコはここまでのものではないにしても、「ハイジのブランコ」というのであれば安全面はきっちりするべき。2箇所回ったが、どちらも1時間半、3時間待ちだった。新たに遊具が設置されたら、SNSなどで拡散されて人が集まりすぎるのではと心配している。

<指定管理者>

遊具設置に関する安全基準に則って設置するかどうかを吹田市が判断する。

B 委員：周りが斜面であっても設置できるのか。

<吹田市>

基準として満たしていれば、設置できると判断する。

B 委員：前回の協議会でC委員が調査した池から遊具が離れていたというのは、今までの吹田市の考え方だったのではないのか。

<吹田市>

過去に設置した遊具全てをその理由で設置したかどうかはわからないが、今の安全基準では春日大池横であっても安全基準は満たしているということになる。

<松尾先生>

場所についても、安全基準を確保できる場所が春日大池横とガソリンスタンド付近になるという認識である。

<指定管理者>

「ハイジのブランコ」という言葉が先行して、B委員が実際に見に行かれたのだと思うが、あくまで検討しているのは年長～小学生低学年向けのものであり、観光用のブランコの設置を検討しているわけではない。

C 委員：先生は実際に現場を見に行かれたか。

<松尾先生>

見てきた。春日大池横についてはもう少し空間的余裕があればと思った。ガソリンスタンド横については、敷地的に余裕はあるが、奥まったゾーンで暗く、人の目が行き届かないので設置しても利用されないのではと思った。

C 委員：人目につきやすいのであれば、東屋の方の設置も考えられるのでは。トイレも近い。

<松尾先生>

パークセンターや東屋の近くは協議会以前に話をしていたが、スペース的に難しいとのこと。

B 委員：パークセンターの横(アーモンドの木あたり)のに設置してほしい意見もある。

<松尾先生>

安全管理と寄付者の気持ちをベースに検討いただき、寄付者の意見・気持ちも踏まえたうえで吹田市が最終判断するという方向でいきたいが、寄付者の気持ちを聞いたうえで再度協議したいか。

B 委員：近隣住民の意見を聞いて、説明会を開いてほしい。あそこの住民は反対意見だったわけであるから、納得のいく説明をしてほしい。一番影響あるのは近隣住民である。

＜松尾先生＞

実際に寄付いただけたら、あとは吹田市が判断するという流れとなるか。

＜吹田市＞

その通り。

B 委員：議事録には守る会は設置に対して反対だと明記してほしい。

＜指定管理者＞

わかりました。

・竹林の管理(植栽管理)について

B 委員：竹林の部分はボランティアを入れてもすぐに手入れできる状態ではないので、手入れした後にボランティアに入ってもらえばいいのでは。指定管理者から誰が管理に入るのか。

＜指定管理者＞

これまでボランティアも主に除草・間伐を行っており、継続して対応できるものと考えている。既に総括責任者や応援の者が対応している。

A 委員：あの場所は竹林として維持しないといけないのか。

＜吹田市＞

目指すべき姿として残していくと定めている。

A 委員：協議会も残す方向で協議していかないといけない。残すとなると人・モノ・カネが必要になる。

＜吹田市＞

指定管理の区域に含まれているので、それを協議できれば。

A 委員：近隣マンションの景観に影響するので、ボランティアに参加してもらって、公園ボランティアに参加してもらえる人を増やしていった方がいい。景観についてもアイデア出させたらいい。

4. 桃山公園の自然と環境を守る会よりお知らせ 他

【説明：桃山公園の自然と環境を守る会 田中】

- ・第3回自然かんさつ会のお知らせ 11/29(土)開催
- ・清掃ボランティア 11/15(土)開催
- ・協議会資料の最終版が分かるよう日付を記載して欲しい

5. その他

【説明：吹田市 川本】

- ・散水栓布設工事完了

以上